令和８年（フ）第１３５号
宮城県石巻市流留字七勺47番地２　雇用促進住宅１―106号
債務者　佐藤　明夫
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１９６号
秋田県潟上市天王字追分西70番地３　クレール向陽台202号
債務者　加藤　真希
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４号
福島県いわき市平字愛谷町三丁目３番地の２
債務者　松本　龍哉
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１５６号
福島県いわき市勿来町窪田馬場３番地の11
債務者　金成　　瞳
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１６７号
福島県いわき市内郷高野町関場１番地の24
債務者　小張美香子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１７０号
福島県いわき市三和町下永井字作21番地
債務者　増子　彰子
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第３０８号
茨城県東茨城郡茨城町大字海老沢1015番地17
債務者　和地千寿子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３１３号
茨城県水戸市谷田町1017番地の２
債務者　清水　貴年
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３１６号
茨城県水戸市見川町2563番地の999
債務者　宮坂　壽廣
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９号
茨城県下妻市田町１丁目20番地　コンフォルタブルⅡ号棟102号室
債務者　北舘　和也
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第２３８号
千葉県成田市飯田町174番地78　フレグランス成田101
債務者　菊池　友子
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２４８号
千葉県印西市小林大門下三丁目12番地13
債務者　近藤　武之
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２７４号
千葉県白井市根1054番地の10
債務者　飛田　麻美
１　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第８１号
千葉県茂原市早野2142番地２
債務者　麻生　昌治
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１１７６号
東京都東村山市栄町２丁目23番地栄町２丁目第２アパート１―301
債務者　大田　保美
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６５号
東京都多摩市永山２丁目３番地３―204
債務者　西村　新生
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４００号
東京都八王子市滝山町１丁目622番地１アイダッシュⅡ205号
債務者　安留　好美
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部